
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

2025 年 8 月 4 日

トランプ関税の最新動向と関税リスクへの対応(3)

—米 EU 合意(2025 年 7 月 27 日)の内容と日本企業への影響—

弁護士 中川 淳司 / 弁護士 高嵯 直子

Contents

I. はじめに

II. 米 EU 貿易合意の要点

1. 関税措置
2. 米国産品の購入・対米投資
3. 米国が EU による「非関税障壁」を主張していた事項
4. 規制適用開始のタイムラインと未決事項

III. 日本企業への影響

IV. おわりに

I. はじめに

米国は、2025 年 4 月、「相互関税」の賦課を公表し、全世界からの輸入品に対する一律 10%の追加関税(いわゆる「ベースライン関税」)に加え、国ごとの追加関税率(日本は当初 24%、その後 25%。EU は当初 20%、その後 30%にそれぞれ引き上げられた)を公表した。¹

ベースライン関税は 2025 年 4 月 5 日より、ほぼ全て輸入品に課された一方、国ごとの追加関税の適用は同年 8 月 1 日まで停止された。8 月 1 日に相互関税の国別関税率が新たに発動される前に、米国と各国との間で関税の引き下げ・撤廃をめぐる二国間交渉の動きが加速していたところ、同年 7 月 23 日(米国時間 22 日)、交渉が合意(「日米合意」)に達したと発表された。²さらに、同月 27 日、米国と EU との間の関税交渉も合意にいたった(以下「米 EU 合意」)。³⁴

¹ 大統領令 14257 号(<https://www.federalregister.gov/documents/2025/04/07/2025-06063/regulating-imports-with-a-reciprocal-tariff-to-rectify-trade-practices-that-contribute-to-large-and>)

² 7 月 31 日付 AMT ニュースレター参照(https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins5_pdf/250731.pdf)

³ <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/07/fact-sheet-the-united-states-and-european-union-reach-massive-trade-deal/>

⁴ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/qanda_25_1930/QANDA_25_1930_EN.pdf

本ニュースレターでは、米 EU 貿易合意が日本企業の事業にあたえ得る影響を整理し、今後の事業戦略、対応を検討するうえでの留意事項について概説する。交渉結果については、日米の報道結果及び両政府の公表資料に依拠する。交渉結果の詳細は米 EU 双方の発表内容に依然として不一致や不明な点が残る。本ニュースレターは、2025 年 7 月 31 日現在の公表情報を基に作成している点に留意されたい。

その後、米国は、8 月 1 日(米国時間 7 月 31 日)に、相互関税をさらに見直す大統領令(以下「本大統領令」)を公表した。⁵相互関税のベースライン関税 10%は貿易赤字国に対して維持され、国ごとの追加関税率としては日本や EU 含む多くの国は 15%、また、一部の国は 15%よりも高い関税率が課されること等が明らかになった(例えば、インドは 25%、台湾は 20%、タイは 19%等)。同大統領令に基づく新たな関税率は、2025 年 8 月 7 日より適用が開始される。

II. 米 EU 貿易合意の要点

1. 関税措置

米国は EU 産品に一律 15%の関税を課することを合意した。EU はその発表で、15%の上限には MFN 関税が含まれ、米国の MFN 関税率が 15%を超える場合は MFN 関税率のみが適用され、相互関税の 15%は課されないとしていたが、本大統領令でもこの点が規定されている。

米国は、自動車及び自動車部品、医薬品、半導体については、当該 15%上限の相互関税の対象とするが、鉄鋼、アルミニウム、及び銅の分野別関税は相互関税の対象外であり、別途課されている高関税を維持するとしている。

具体的には、自動車及び自動車部品には、相互関税とは別途、安全保障上の脅威となる輸入を調整する目的で通商拡大法 232 条に基づく追加関税(「232 条関税」)が課されていた。今般の合意により、232 条関税に代わり、相互関税 15%を課することが合意された。半導体、医薬品は、今後、232 条関税を課しうる品目として、商務省による調査中であつたが、自動車等と同様に、232 条関税に代わり相互関税 15%を課すとされた。

他方、銅については、2025 年 7 月 30 日、安全保障上の脅威となる銅の輸入があるとし、同年 8 月 1 日より 50%の 232 条関税を課することが決定されたが、EU 産の銅についても、相互関税に加え、当該 232 条関税が課されることとなる。また、232 条関税が課されている鉄鋼・アルミニウム及びこれらの派製品についても、米国の発表では、EU 産品含め、各国からの輸入に対し 50%の追加関税が継続するとしている。しかし、EU は輸入割当の導入が合意されたと主張しており、一定範囲での無税化への期待があるものと思われる。

なお、EU は戦略上の重要品目(航空機及び航空機部品、一部の化学品、ジェネリック医薬品、天然資源)に対する米国の関税についても、2025 年 8 月 1 日より、2021 年 1 月以前の水準に戻り即時関税軽減が提供されると発表している。これらの品目については、安全保障上の脅威となりえ、232 条関税などによる輸入調整が必要か、調査が継続中であつたところ、EU の発表通りであれば、調査の結果、232 条関税の賦課が決定されたとしても EU 産品は対象外(かつ、前述の相互関税 15%の対象外)ということになる。

この点、日本は、個別分野に対する 232 条関税に関し、EU 同様、鉄・アルミニウムへの 50%の追加関税が維持され、上述したその他の品目への 232 条関税については、他国に劣後する扱いを受けないことを確保したと発表している。仮に 232 条関税が課された場合、米国で輸入される日本産品も同様に関税の適用対象外となることが期待されるが、この点については今後の展開を注視する必要がある。

EU 側の関税に関して米国は、EU が多分野での関税を撤廃し、貿易赤字を縮小することに合意したと発表している。この点、EU も、米国からの重要品目の輸入に際し無関税とすることを合意した、としている。

ただし、米国は、EU が米国産工業品に対する関税を全面撤廃することを合意したと主張する一方、EU は、工業製品に対する既に低い一般税率を撤廃するがコアな産業は保護する、と発表するに留まり、具体的な EU 関税撤廃に関しては今後の発表を注視する必要がある。また、農産物について、EUは、鮭、エビなどの水産物の輸入割当を見直して市場開放

⁵ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/further-modifying-the-reciprocal-tariff-rates/>

を進めるとともに、大豆油、種苗、穀物、ナッツや、トマトケチャップ、ココア、ビスケットといった加工品等、輸出割当の対象となっている農産品についても市場アクセスを見直すとされているが、EU 農業のセンシティブな分野(牛肉や鶏肉等)については保護する旨を明らかにしている。

WTO 協定に基づき、EU は、最恵国待遇義務を負っており(GATT 条1項)、原則として、特定国からの輸入品に対してのみ無関税とすることはできず、本来は同様の無関税措置を他国にも供与しなければならない。この点、EU の無関税措置について、米国以外の国からの輸入品についても同様に無関税とするのか、あるいは輸入割当を導入するのか、その扱いが注目される。

2. 米国産品の購入・対米投資

EU は、2028 年までに米国から 7,500 億ドルのエネルギーを輸入し、また 6,000 億ドル相当の対米投資を約束している。また、EU は、米国産軍需品を大量に購入する旨合意した。ただし、具体的な金額規模・数量は公表されていない。

3. 米国が EU による「非関税障壁」を主張していた事項

米国が EU による非関税障壁の存在を主張していた点に関し、今般の合意では、EU が農産品の衛生証明の簡素化、デジタル規制の見直しに取り組むことが合意された。また、原産地規則の強化に向けての協力も合意された。

但し、詳細な合意内容や制度の改廃がなされるのかなどは現段階では不明であり、今後の動向を注視する必要がある。

4. 規制適用開始のタイムラインと未決事項

関税の適用開始時期を含め、合意された事項の実施に向けたスケジュールは依然として不明であったが、上述のとおり、本大統領令において、新しい関税率は 2025 年 8 月 7 日より適用されることが明らかになった。

今般の合意は、日米合意(2025 年 7 月 22 日付)や米国がいくつかの国と合意に至った二国間合意同様、貿易に関する枠組み合意にとどまり、その他の合意事項を含めた詳細は各政府の事務方間で今後も議論を続け、詰められていくため、状況を注視する必要がある。

III. 日本企業への影響

相互関税の対 EU 国別関税率が合意され、サプライチェーン上のコストへの影響を算定しやすくなった。もっとも、例えば、米 EU 合意における EU による米国産品への関税率の撤廃、に関しては、具体的対応が以前として不透明であり、今後の動きが注目される。関税撤廃の対象品目次第では EU 域内での競争状況が変化することが予想され、日本企業においてもその影響を精査する必要がある。また、EU による米国のエネルギー購入の合意についても、現状のサプライチェーンにどのような影響が生じるのかにも注目したい。

また関税以外にも、EU における制度の改廃・運用変更につながりうる合意が結ばれている注目を要する。原産地証明その他通関に関連する書類が変更されるのか、デジタル貿易に関し、どのような内容が発表されるのかなどについても、日本企業における規制リスク対応や追加書類作成などの負担の有無を確認すべく、注目する必要がある。

IV. おわりに

米国の相互関税を巡っては、これまで、英国(2025 年 5 月 8 日)、ベトナム(同年 7 月 2 日)、インドネシア(同年 7 月 16 日)、フィリピンと日本(同年 7 月 22 日)、EU(同年 7 月 27 日)の貿易合意が発表されている。米国と中国との間では、同年 5 月に共同声明が発出され、現在、最終合意に向けて交渉を継続中である。さらに、直近では、トランプ大統領が自身

の SNS メディアで、韓国との間でも相互関税の国別関税率 15%を含む米韓合意を発表し、今後、正式に公表するとされている(同年 7 月 30 日)。トランプ大統領は、当該合意においても韓国による米国産品へのゼロ関税が合意されたとしているが詳細は不明である。

但し、上記の通り、各貿易合意は枠組み合意にとどまっており、詳細な実施内容等について不透明な点も残る。米 EU 合意についても、今後の交渉の進展と両国政府の公式発表に留意する必要がある。相互関税についても、国別関税率の停止が終了する 8 月 1 日までに更に合意がなされる可能性はあり、引き続き状況を注視する必要がある。

また、今後は、日本企業の貿易・投資額が大きい中国、インド、ブラジル等の主要貿易相手国との貿易合意も公表される可能性がある。これらの交渉状況にも注視したい。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 中川 淳司 (junji.nakagawa_grp@amt-law.com)
弁護士 高崎 直子 (naoko.takasaki@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。